

コロナ感染症から子どもと教育を守ろう！NEWS(6)

新型コロナ感染症に関する通知などの情報や、府高教のとりくみ、現場の声をお伝えします

学校再開は、 感染予防対策・人員措置とセットで！

府教委「府立学校における教育活動の再開等について」を通知

府教委は、21日夜、府立学校の教育活動再開に関する通知を各校長に発出しました。5月25日以降の対応を示しています。また、「児童生徒等に感染者が確認された場合等」の対応については、児童生徒又は教職員に感染者が確認された場合、必要な期間範囲で当該学校を臨時休業するとしています。府教委は、今後、学校の教育活動に係るマニュアルを作成するとしています。

府立学校における教育活動の再開等について（通知抜粋）

- 1 5月31日（日）まで臨時休業を継続し、6月1日（月）から段階的に教育活動を再開**
ただし、最終学年については5月25日（月）から5月29日（金）の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることができる（1教室あたりの人数は20人程度まで）
- 2 段階的な再開については次のとおりとする。**
 - ア 6月1日（月）から6月12日（金）までの間**
 - (ア) 1教室あたりの人数を20人程度までとした分散・短縮授業を行う。
 - (イ) 6月1日の週は3時間程度、6月8日の週は3～4時間程度の授業を実施する。
(最終学年を優先して授業時数を確保すること)
 - (ウ) 公共交通機関を利用する生徒が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、活動終了後は速やかに下校させる。
 - (エ) 学校行事、部活動は実施しない。
 - イ 6月15日（月）以降について**
 - (ア) 1教室あたりの人数を40人程度とした通常の時間割による授業を行う。
 - (イ) 学校行事、部活動を実施することができる。
- 3 児童生徒等に感染者が確認された場合等の対応**
 - (1) 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は、当該学校を臨時休業とする。
臨時休業とする期間及び範囲は、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とする。
 - (2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等を出席停止とする。
期間は治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断する。
 - (3) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止とする。

現場丸投げでなく、十分な予算・人的措置を行い現場への支援を！

学校再開は、現場教職員の合意に基づき、感染予防対策と一体で行うことが大前提です。この間の大阪府の新型コロナ対応では、学校内の感染防止対策が不十分、教職員の感染拡大防止のための服務についても、現場の声によって段階的に拡大するなど後手の対応です。

学校再開には多くの不安の声が現場からあがっています。補正予算での学校衛生対策は皆無であり物品の予算措置は不十分です。少人数授業についても、知事は、少人数実施のために必要な教員の大幅増に言及していません。

府高教は、「学校再開」に向けて第4回緊急申し入れ



を行っていますが、最新の事態と要求を取り

まとめ、近日中に第5回緊急申し入れを行います。

VOICE 先生が人間らしく扱われていない。

府教委は、教職員の感染防止対策が甘すぎる。3月の入試以来ずっと、生徒に対する「外向きの」対策はあれど教職員に対してはほぼ無し。安全衛生委員会を開いたものの、府からの予算措置なしにまともな対策は立てられない。ひとたび学校でクラスターが起これば、授業も進路指導もストップし、さらに遅れるのは目に見えているのに。

何よりも多くの職員に「私たち、人間らしく扱われていないよね」と思わせた。人として大切にされない労働者が、「困難な中でも（学校や教育の）本来の役割をしっかりと担っていこう」「そのためにも職場のみんなの健康を守ろう」という立場に立つことは難しい。ここは組合の力で克服していきたい。（中河内支部Fさん）

VOICE 感染予防のための制度は当面使えるように

学校が再開される方向で動いています。コロナ休校以後、臨時休業中の感染拡大防止の対応として「職員の子どもが臨時休業の場合の職免」「職員・家族の発熱時の職免」「感染予防のための時差出勤」「臨時的な自動車通勤」「在宅勤務（テレワーク）」などの制度が導入されています。「緊急事態宣言」が解除されるといっても、感染のリスクは変わりません。電車も街中も徐々に人が増えだしています。再び感染拡大の兆候が見られたときに、即対応できるように、これらの制度は登校再開後も維持するべきだと思います。

（中河内支部Gさん）

新型コロナ対策をめぐる対府交渉について

<府労組連交渉>

府労組連※の夏季交渉は、「新型コロナウイルス感染症対策下における緊急要求書」を吉村知事あてに提出し、新型コロナ問題に重点を置いた要求で交渉をすすめます。※府庁職員の労働組合(府職労)と教職員組合(大教組・府高教)の連合体

<府高教・対府交渉>

府高教は本部、各専門部とも現時点で例年通りの日程(7月)で夏季要求書を酒井教育長あてに提出する予定です。現在、要求書作成をすすめています。



新型コロナ対策について
ご意見をお寄せください
osfuko@yahoo.co.jp



【お問い合わせ】【これまでのニュース】【加入はコチラ】